

相手方の取引先に対する権利侵害の 告知と不正競争行為の成立



辻本法律特許事務所
弁護士 辻本 良知

第1 はじめに

特許権等の知的財産権を有する企業において、同企業の競合先が同権利に関する被疑侵害品を販売等している事実を発見した場合、かかる競合先に対して訴訟提起の前段階として通知書を送付することがある。このような通知書の送付は、基本的には正当な権利行使として是認され、極めて特殊な事例を別とすれば、違法となるものではない。

しかし、上記のような競合先に対する通知書の送付ではなく、同競合先の取引先・顧客に対しても同競合先による権利侵害に関する通知書を送付することがあり、かかる通知書の送付については、訴訟において、不正競争行為として差し止めや損害賠償の対象とされるケースも見受けられる。

特許権等の知的財産権を有する企業が、その競合先のみならず同競合先の取引先や顧客に対しても通知書を送付する理由はケースバイケース（調査しても取引先や顧客の範囲でしか把握できなかった場合、権利保護の意識から広範囲での告知を望む場合、市場での競争力を確保するための手段として利用する場合など）であるが、権利保護ないし権利行使を目的として為した行為が違法とされて差し止めや損害賠償の対象となってしまうことについては、慎重な考慮が求められる。

そこで、本稿においては、競合先の取引先や顧客に対する通知書の送付が不正競争行為として差し止めや損害賠償の対象とされるケースにつき、いくつかの裁判例を例示しつつ、検討することを目的とする。

第2 問題の所在

1 不正競争防止法の定め

不正競争防止法は、不正競争行為として、次に掲げるものを定めている（2条1項21号）。

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

二十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為